

令和4年度燃油高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、原油の価格高騰により収益が悪化している中小・小規模企業者等に対し、緊急措置として、その負担の軽減及び事業の継続を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小・小規模企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいい、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(補助事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に本社・本店を有する中小・小規模企業者等（個人事業者については県内在住者とし、貨物自動車運送事業の許可を受けている運送事業者又は旅客事業者においては、佐賀県内に営業所の登録がある中小・小規模企業者等を含む。）であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間（対象期間）の仕入額が前年同期間（比較対象期間）の仕入額より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の売上高に占める仕入額の割合より増加していること。
 - ② 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の売上高に占める仕入額の割合より20%以上増加していること。

(3) 比較対象期間を含む決算の年間仕入額が法人の場合20万円以上、個人事業主の場合15万円以上あること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 佐賀県の「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受けた又は受ける予定がある
- ② 農林漁業者（日本標準産業分類において、大分類Aー農業、林業及び大分類Bー漁業に該当する事業者）
- ③ 医療・福祉サービス業者（日本標準産業分類において、大分類Pー医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（日本標準産業分類番号：8351）及びその他の療術業（日本標準産業分類番号：8359）を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入(売上)である場合は除く。）
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者
- ⑤ その他、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐賀県が判断する者

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

	添付書類	
①	事業者情報書【様式1-1】	
②	補助事業実績報告書【様式1-2】	
③	誓約書【様式1-3】	
④	対象要件確認シート【様式1-4】	
⑤	対象期間(R4.4~7月のうち連続する3か月)の仕入額及び売上高の確認書類 ・月別の仕入台帳及び売上台帳又は月別試算表等の写し	
⑥	比較対象期間(前年同期間)の仕入額及び売上高の確認書類 【法人の場合】 ・法人税確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書1~2ページ	
	【青色申告の方の場合】 ・令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表、第二表(収受印あり) ・青色申告決算書一式(1~4ページ)	【白色申告の方の場合】 ・令和3年分の所得税確定申告書Bの第一表、第二表(収受印あり) ・令和3年分の収支内訳書 ・月別の仕入台帳及び売上台帳
⑦	令和4年4月から同年7月における燃料購入量が確認できる書類の写し ・納品書又は請求書等	
⑧	上記⑦の費用について支払ったことが分かる書類の写し ・領収書又は振込依頼書等	
⑨	振込先口座の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)全てが分かるページ)	
⑩	【創業後、一度も決算又は確定申告を行っていない方のみ】 ・商業登記簿謄本(法人の場合) ・税務署の受付印が押された開業届(個人事業主の場合)	
⑪	その他知事が必要と認める書類	

- 2 前項の補助金交付申請書兼請求書の提出部数は1部とし、その提出期間は令和4年8月1日(月)から同年9月30日(金)まで(必着)とする。
- 3 前項の規定による補助金交付申請書兼請求書の提出期間の末日から当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、45日とする。
- 4 知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請及び実績報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第1号のとおりとする。ただし、第4条第4項の規定により交付申請額から減額があった場合は、交付決定額を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。また、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入に要した経費	
補助金額	<p>【算定方法】 令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入量（証拠書類等によって購入量が確認できるものに限る。）に補助単価を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）の合計額</p>	
	<p>【補助単価】</p>	
	ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス	10円/ℓ
	L P ガス（液化石油ガス）	20円/m ³
<p>※燃料の購入単位がこれによらない場合は別途換算</p>		
<p>【補助上限額】 1事業者あたり200万円</p>		
<p>【補助下限額】 法人20万円、個人事業者15万円</p>		
<p>【補助金額の算定から除くもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合バス、離島航路運航の事業に要した燃料 ・タクシー業のL P ガス（液化石油ガス） 		

申請年月日	令和		年		月		日
-------	----	--	---	--	---	--	---

佐賀県知事 様

令和4年度燃油高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

令和4年度燃油高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和4年度燃油高騰対策緊急支援金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定後は、同規則及び同要綱の規定により、支援金を下記の口座に振り込むよう請求します。

記

1. 交付申請額

金		円
---	--	---

2. 申請者

郵便番号	〒										
住所											
事業者名称											
代表者役職						代表者氏名					

3. 振込先口座（該当するものにチェック☑を入れる）

振込銀行名 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名				支店名			
	<input type="checkbox"/> 銀行		<input type="checkbox"/> 金庫		<input type="checkbox"/> 店		<input type="checkbox"/> 支店(支所)	
	<input type="checkbox"/> 組合		<input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 出張所			
	金融機関コード【4桁】				支店コード【3桁】			
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		口座番号			
口座名義 フリガナ								
口座名義 氏名								

ゆうちょ銀行	店名コード【3桁】			店番コード【3桁】		
口座種別	普通			口座番号		
口座名義 フリガナ						
口座名義 氏名						

※申請者と同じ名義の通帳を記載してください。
 ※通帳の写し(法人の場合は法人名義)もご提出ください。

県使用欄	交付決定番号	交付決定及び 額の確定日	交付決定及び 確定金額	確認担当者

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、令和4年度燃油高騰対策緊急支援金の交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めております。

事業者情報書

事業者基本情報（該当するものにチェック☑を入れる）

郵便番号	〒								
住所									
フリガナ									
事業者名称									
代表者役職									
フリガナ									
代表者氏名									
代表者生年月日	<input type="checkbox"/> 大正	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成		年		月		日
電話番号	—				—				
メールアドレス									
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人	従業員数			人			
業種									
資本金	千円								
交付要綱第2条第1項に規定する中小・小規模企業者等に該当するか。	<input type="checkbox"/> 該当する				<input type="checkbox"/> 該当しない				
連絡担当者氏名									

事業内容・燃油高騰の影響等

事業活動の概要 ※営業内容、事業の沿革など	
燃油高騰による 事業活動への 具体的な影響	

補助事業実績報告書

1. 事業者情報

郵便番号	〒										
住所											
事業者名称											
代表者役職						代表者氏名					

2. 補助事業の完了日

完了日	令和		年		月		日
-----	----	--	---	--	---	--	---

※補助対象となる燃油のうち、最終納品日又は最終支払日のうち遅い方の日付を記載。

3. 補助事業の経費配分 (該当する行に記載)

(単位：円)

補助対象物	補助対象 燃料購入量 (A)	補助 単価 (B)	補助金算定額 ※千円未満切捨て (A) × (B)	補助金額 ※上限 2,000,000 円 ※下限 (法人) 200,000 円 (個人) 150,000 円 ※千円未満切捨て
①ガソリン	ℓ	10 円	円	/
②軽油	ℓ		円	
③重油	ℓ		円	
④灯油	ℓ		円	
⑤オートガス	ℓ		円	
⑥LPガス	m ³	20 円	円	
合計			円	円

誓 約 書

私は、『令和 4 年度燃油高騰対策緊急支援金』の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・対象要件を満たしています。
- ・令和 4 年度燃油高騰対策緊急支援金に係る提出書類に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・虚偽又は不正が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- ・国、市町村等、他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 以上

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

※ 代表者が自署してください

<対象要件確認シート>

申請者名

【仕入額】

	対象期間の仕入額 (令和4年4月～7月までのうち連続する3か月)		前年同期の仕入額	
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
合計	A 円	合計	a 円	

【売上高】

	対象期間の売上高 (令和4年4月～7月までのうち連続する3か月)		前年同期の売上高	
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
合計	B 円	合計	b 円	

【仕入額が高騰している主な品目】

品目：	品目：	品目：	品目：
品目：	品目：	品目：	品目：

【仕入額の上昇率】

$(A - a) / a \times 100 =$ %

【原価率（売上高に占める仕入額の割合）】

対象期間の原価率 = $(A / B) \times 100$	D	%	前年同期の原価率 = $(a / b) \times 100$	E	%
原価率の上昇率 = $((D - E) / E) \times 100$	F	%			

【対象要件の確認】

※判定結果が、いずれか1つでも○であれば対象、両方×であれば対象外となります。

- ① Cの値が20%以上であり、Fの値が0%超である。
- ② Fの値が20%以上である。

判定結果

(留意点)

- ① 決算書、確定申告書の収支内訳書において、仕入額に計上している品目が対象となります。ただし、不動産、中古品、外注費など原油・原材料等の高騰と関係のないものは仕入額から除いてください。
- ② 助成金や支援金は、売上高に計上しないでください。
- ③ 仕入額・売上高に関する追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ④ 小数点は、小数点第三位を切り捨ててください。